

## 裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が令和6年2月2日付けで提起した処分庁による令和6年1月30日付け保有個人情報利用不停止決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を棄却する。

### 事案の概要

- 1 審査請求人を含む世帯（世帯主 Y）は、令和3年7月31日を開始日とする生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「生保法」という。）による保護を受けている。
- 2 Y及び審査請求人は、令和3年8月10日、家族介護料の加算を求める同日付け保護変更申請書をファクシミリで提出したが、同申請書には、令和5年2月15日付け国民年金・厚生年金保険診断書（血液・造血器その他の障害用）（以下「本件診断書1」という。）が添付されていた。
- 3 Y及び審査請求人は、令和3年10月30日、家族介護料の加算を求める同日付け保護変更申請書をファクシミリで提出したが、同申請書には、令和5年2月7日付け国民年金・厚生年金保険診断書（肝臓・血液疾患及びその他の疾患用）（以下「本件診断書2」という。）及び令和2年10月6日付け同診断書（精神の障害用）（以下「本件診断書3」といい、本件診断書1から3までを併せて「本件診断書」という。）が添付されていた。

4 処分庁は、いずれも保有個人情報開示決定に関する以下の審査請求について、それぞれ以下の弁明書において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1項第7号柱書所定の「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」の「支障」及び「おそれ」を主張するために本件診断書3を引用し、これを同弁明書に添付して証拠として提出した。

- ① 令和5年8月10日付審査請求 同年12月26日付け再弁明書
- ② 同年8月22日日付審査請求 同年12月19日付け再弁明書
- ③ 同年9月9日付審査請求 同年12月26日付け第3弁明書

5 審査請求人は、令和5年12月29日、法第77条第1項に基づき「葛飾区福祉事務所長が保有する障害基礎年金にかかわる診断書の全て」について開示を請求し、令和6年1月11日、処分庁は、本件診断書について開示する決定をした。

6 審査請求人は、令和6年1月13日、法第99条第1項に基づき本件診断書について利用の停止及び消去を求める保有個人情報利用停止請求書を処分庁に提出した（以下同請求を「本件利用停止請求」という。）。

7 処分庁は、令和6年1月30日、本件利用停止請求に対して、利用を停止しないものとして、保有個人情報利用不停止決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和6年1月30日付け書面により審査請求人に通知した。

8 審査請求人は、令和6年2月20日、本件処分を不服として本件審査請求を提起した。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

- (1) 本件診断書は、生活保護を受給する際に必要不可欠であるかのように偽って処分庁が取得したものであり、法第64条に違反しており、法第98条第1項第1号に該当する。
- (2) 処分庁は、本件診断書を理由に審査請求人の個人情報開示請求を拒むとともに、本件診断書をもとに別件審査請求において審査請求人を誹謗中傷し、今後もこのような誹謗中傷をエスカレートさせるおそれがあり、法第63条に違反し、法第98条第1項に該当する。
- (3) 処分庁は、保有個人情報の一部を不開示とする保有個人情報開示決定の理由として

本件診断書を利用しており、また、これに関する行政不服審査において本件診断書を引用し、証拠として提出しているが、これらは目的外利用であり、法第69条第1項及び第2項に違反しており、法第98条第1項に該当する。

(4) 本件処分は理由付記について不備がある。

## 2 処分庁の主張

(1) 本件診断書は、適法な手続で取得し、保有しているものであり、法第98条第1項には該当しない。

(2) 本件処分に理由付記の不備はない。

## 理 由

### 1 関係法令の定め

#### (1) 生保法

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない（第61条）。

(2) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）

障害者加算における障害の程度の判定は、身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していないものについては、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこととされている（第7の2(2)エ(イ)）。

(3) 生活保護法における障害者加算等の認定について（昭和40年5月14日社保第284号厚生省社会局保護課長通知）

ア 現に関連年金等の裁定等受けていない障害者から加算について申告があったときは、関連年金等の受給に必要な手続をとるよう指示するとともに、3により加算の適否について保護の実施機関としての認定を行うこと（1抜粋）

イ 要保護者であって、関連年金等の受給中である等のため保護の実施機関として加

算の適否を認定する必要があると認められる者については、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センターその他実施機関の指定する医師の診断により認定を行うこと（3抜粋）

(4) 法

ア(ア) 行政機関等は、個人情報保有に当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない（第61条第1項）。

(イ) 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない（同条2項）。

イ 行政機関の長は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない（第63条）。

ウ 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない（第64条）。

エ(ア) 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない（第69条第1項）。

(イ) 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとき、この限りでない（同条第2項）。

a 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき（同項第1号）。

b 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（同項第2号）。

c 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（同項第3

号)。

d 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき(同項第4号)。

オ 行政機関の長等は、外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第69条第2項第4号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない(第71条第1項)。

カ 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない(第98条第1項)。

(ア) 第61条2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去(同項第1号)

(イ) 第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止(同項第2号)

## 2 判断

### (1) 法第64条違反の有無

法第64条は、行政機関の長等が、「偽りその他不正の手段」により個人情報を取得することを禁じている。

「不正の手段」は、暴行・脅迫等の手段により取得した場合、個人情報の取得について定めた個別の法令に違反して取得した場合等をいう。

審査請求人は、処分庁が生活保護費の加算の検討以外の目的で本件診断書を利用していると主張して、不正の手段により「取得」したと主張するものであるが、取得行

為に法的な問題があったとは主張していない。

本件診断書は、いずれも世帯主であるY及び審査請求人が家族介護料の加算を求める保護変更申請書の添付資料として審査請求人自ら添付したものであり、取得自体に違法性は認められない。また、本件診断書は、保護の実施の決定を検討する際に必要な資料であることから、取得後保有を継続した点についても違法な点は認められない。

よって、法第64条には違反しない。

(2) 法第63条違反の有無

法第63条は、行政機関の長等が、「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」による個人情報の利用することを禁じているが、これは、行政機関の長等が個人情報の不適正な利用を行うことを禁止するものである。

この点審査請求人は、処分庁は、審査請求人の障害にかかわる本件診断書を理由として個人情報の全部開示を拒んでおり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第7条第1項に違反していると主張する。

また、審査請求人は、処分庁は、本件診断書をもとに審査請求人を誹謗中傷しており、違法であり、仮に現時点では違法とは言えなくても、将来エスカレートし、違法又は不当と評価される可能性があると主張する。

しかしながら、そもそも、処分庁は、審査請求人の保有個人情報開示請求に関し、法第78条第1項第7号柱書の「当該事務又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるか否かを検討するために審査請求人の病状を検討する必要があることから、本件診断書を利用したものである。この「支障」は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される。

処分庁は、本件診断書及びこれまでの審査請求人とのやり取りを元に、各個人情報開示請求に応じれば、処分庁又は外部機関への働きかけにより、保護の実施に実質的かつ具体的な支障が生じるかを検討したものであり、法第78条第1項第7号が具体的な検討を要求していることからすれば、処分庁の判断は適切である。違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による使用とは言えず、将来エスカレートするおそれをうかがわせる事情も存在しない。

この点、審査請求人は、障害者差別解消法第7条に違反していると主張する。

障害者差別解消法第7条は、行政機関等が、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害することを禁じているが、この「不当な差別的取扱い」とは、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯などを制限すること、障害のない人には付けない条件を付けることを意味する。処分庁が保有個人情報開示請求に関して本件診断書を利用したことは上述のとおり正当な理由があり、不当な差別的取扱いには該当しない。

よって、法第63条に違反しない。

### (3) 法第69条第1項及び第2項違反の有無

審査請求人は、処分庁が、保有個人情報開示請求の検討の際に本件診断書を利用したこと及び保有個人情報開示請求に関する行政不服審査において本件診断書を引用し、証拠として提出したことをもって、利用目的以外の利用であるとして法第69条第1項及び第2項に違反すると主張する。

この点、本件診断書は、いずれも生活保護事務の適正な実施のために取得され、保有されているものである。

そもそも、法は、第78条第1項本文において、保有個人情報の開示を原則としつつ、同項第7号柱書において「開示することにより」「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じるおそれがあるもの」については、開示の対象としていない。そこで、処分庁は、審査請求人の保有個人情報開示請求に応じることが生活保護事務の適正な実施に支障が生じるおそれがあるか否かを検討するためには、審査請求人の病状も検討する必要がある、本件診断書を利用したのである。そのため、個人情報開示請求の検討の際に本件診断書を利用したことは、利用目的のための利用であり、法第69条第1項に違反しない。

また、行政不服審査は、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする制度（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第1条第1項）であるが、行政が業務の適正な遂行を行う前提として、行政不服審査において自らの処分の適正について十分に主張立証を行う必要がある。そのため、処分庁が、行政不服審査において、生活保護業務の適正な実施に支障が生じるおそれに関して主

張立証を行うことは、生活保護業務の適正な実施を目的とするものである。そのため、利用目的のための利用であり、法第69条第1項に違反しない。

仮に、審査請求人の主張するように、本件診断書の利用が目的外利用に該当するとしても、処分庁が所管事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することに相当の理由があるときに該当することから法第69条第2項第2号により許容される。生活保護事務に関する保有個人情報開示請求及び行政不服審査への対応は、処分庁の所管業務であり、いずれも内部（葛飾区行政不服審査会も葛飾区長の附属機関であり、内部機関である。）の利用であるとともに、これらに適切に対応するためには本件診断書を利用することに相当の理由があるのであるから、法第69条に違反しない。

#### (4) 理由付記について

審査請求人は、本件処分には、理由付記の不備があると主張する。

行政手続法（平成5年法律第88号）第8条は「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない」としている。この趣旨は、処分の理由についての行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることにある。そのことからすれば、理由付記は、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して処分がなされたかを、申請者において、その記載自体から了知しうるものではなければならない（最判昭和60年1月22日民集第39巻1号1頁）。

この点、本件処分においては、下記の理由が記載されており、法第98条第1項各号のいずれにも該当しないことが明記されており、理由付記に不備はない。

#### 記

上記診断書は、Xさん（以下「請求人」といいます。）から提出され、適正な手段で取得しており、また請求人世帯に生活保護事務の範囲内において保有・利用されており、請求人世帯の生活保護事務と関連のない第三者にも提供しておらず、不適切な目的外利用はされていないことから、法第98条第1項各号に規定の取り扱いをしておらず、利用停止請求に理由があると認められないため

#### (5) 小結

以上のとおり、本件利用停止請求は、法第98条第1項各号の要件を満たさない。

### 3 結論

よって、本件審査請求は理由がないことから行政不服審査法第45条第2項により、主文のとおり裁決する。

令和8年2月27日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。